

愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1021 号（諮問第 1688 号）

件名：教養試験問題集に係る解答集等の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 28 年 12 月 6 日

2 原処分

平成 28 年 12 月 15 日（不開示決定）

愛知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

平成 29 年 2 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 4 年 6 月 7 日

5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

6 審査会の結論

人事委員会が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件行政文書は、公益財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から人事委員会に提供のあった、平成 18 年度から平成 28 年度までの第 1 回試験の教養試験及び専門試験（心理）に係る試験問題の解答集であると解される。

実施機関は、本件行政文書を条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示

としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、本件行政文書の同号該当性について、以下検討する。

イ 実施機関によれば、一般事務職の他、幅広い分野の専門職を採用選考しており、これらの試験問題及び回答を実施機関独自に作成することは費用面で極めて困難であることから、地方公共団体等の職員採用試験の問題及び回答の作成及び提供を行うこととしているセンターから、非公表を前提として試験問題等の提供を受けているとのことである。

当審査会において、実施機関から提出された試験問題の提供に関する資料を確認したところ、非公表を前提とする旨記載されていることが認められた。したがって、本件行政文書を公にすることになれば、センターとの信頼・協力関係を損ねることになり、今後の愛知県における採用試験の円滑かつ適切な遂行が著しく困難となるおそれがあると認められる。

ウ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

教養試験問題集に係る解答集（平成18年度～平成28年度分）及び心理試験問題集に係る解答集（平成18年度～平成28年度分）